

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 7 月 4 日（金）第 631 号



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

条 例

- 鹿児島県議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する
条例（※）（総務課取扱い） 1
- 鹿児島県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例（※）（人事課取扱い） 2
- 鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（※）（人事課取扱い） 11
- 鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（※）（人事課取扱い） 12
- 鹿児島県職員の勤務時間，休暇等に関する条例等の一部を改正する条例（※）
（人事課取扱い） 13
- 鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（※）（市町村課取扱い） 17
- 鹿児島県税条例の一部を改正する条例（※）（税務課取扱い） 17
- 半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例
（※）（税務課取扱い） 20
- 鹿児島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（※）
（教職員課取扱い） 21
- 鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例（※）
（警務課取扱い） 22

条 例

鹿児島県議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第39号

鹿児島県議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例（平成 9 年鹿児島県条例

第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項ただし書中「宿泊料，食卓料」を「宿泊費」に改める。

第 8 条ただし書中「第 20 条第 1 項第 1 号ただし書及び第 26 条」を「第 14 条第 1 項ただし書」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 5 条関係）

区 分	宿泊費（1 夜につき）	外国旅行に係る費用弁償額
議 長	国家公務員等の旅費支給規程（昭和 25 年大蔵省令第 45 号。以下「旅費支給規程」という。）別表第 2 の 1 の表に規定する内閣総理大臣等の宿泊費基準額に相当する額	国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和 6 年政令第 306 号。以下「旅費法施行令」という。）第 1 条第 2 項第 1 号に規定する内閣総理大臣等の旅費に相当する額
副議長 議 員	旅費支給規程別表第 2 の 1 の表に規定する指定職職員等の宿泊費基準額に相当する額	旅費法施行令第 1 条第 2 項第 2 号に規定する指定職職員等の旅費に相当する額

別表第 3 備考 2 及び備考 3 中「宿泊料」を「宿泊費」に改め，同表備考 4 の(1)中「旅行諸雑費及び宿泊料」を「旅行諸雑費，宿泊費及び宿泊手当」に改め，同表備考 4 の(2)中「宿泊料」を「宿泊費及び宿泊手当」に改め，同表備考 5 中「前項第 2 号に規定する場合」を「議会の会期中」に，「旅行したときの交通費等の」を「宿泊を伴う旅行をしたときの交通費に相当する」に，「当該旅行をした日 1 日」を「1 夜」に，「同号の宿泊料」を「別表第 2 の宿泊費」に改める。

附 則

この条例は，令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 40 号

鹿児島県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

（鹿児島県職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第 1 条 鹿児島県職員等の旅費に関する条例（昭和 26 年鹿児島県条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項中「3 月」を「鹿児島県」に，「特別の定」を「特別の定め」に，「外」を「ほか，」に改める。

第 2 条第 1 項第 1 号中「職員にあつてはその住所又は居所」を「場合又は知事若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には，その住所，居所その

他旅行命令権者が認める場所」に改め、同項第 5 号中「若しくはその扶養親族又は」を「又はその」に、「根拠地」を「根拠」に改め、同項第 6 号中「扶養親族」を「家族」に、「主として職員の収入によつて生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改め、同項に次の 1 号を加える。

- (8) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、県と旅行役務提供契約（旅行者等が県に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、県が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第 8 項において同じ。）を締結したものをいう。

第 2 条第 2 項を削る。

第 3 条第 1 項中「又は」を「，又は」に改め、同条第 2 項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第 1 号中「ため」を「ための」に、「当該職員」を「，当該職員」に改め、同項第 2 号中「ため」を「ための」に改め、同条第 3 項中「依り」を「より」に、「場合には」を「ときは」に、「同項の規定による」を「，同項の規定による」に改め、同条第 4 項中「及び」を「，」に、「旅費」を「，旅費」に改め、同条第 5 項中「外，法令に特別の定」を「ほか，他の条例に特別の定め」に，「，その他」を「その他」に改め、同条第 6 項を次のように改める。

- 6 第 1 項，第 2 項及び前 2 項の規定による旅費の支給を受けることができる者が，次条第 3 項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び第 5 条において同じ。）を受け，又は死亡した場合その他規則で定める場合には，当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

第 3 条第 7 項中「まで」及び「交通機関の事故又は」を削り，「知事が」を「規則で」に，「，一部」を「一部」に，「次に掲げる金額を，」を「規則で定める金額を」に改め，同項各号を削り，同条に次の 1 項を加える。

- 8 第 1 項，第 2 項及び第 4 項から第 6 項までに規定する場合において，県が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは，これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて，当該旅行役務提供者に対し，当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第 4 条第 1 項中「知事又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）」を「旅行命令権者」に，「旅行命令等」を「この条及び次条において「旅行命令等」に改め，同項第 2 号中「又は第 5 項」を削り，同条第 2 項中「電信電話及び」を「電信，電話，」に，「且つ」を「，かつ，」に改め，同条第 3 項中「を変更（取消を含む。以下同じ）する」を「の変更をする」に，「第 5 条第 1 項」を「次条第 1 項」に，「基き，これを変更する」を「基づき，その変更をする」に改める。

第5条の見出し中「従はない」を「従わない」に改め、同条第1項中「因り」を「より」に、「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に、「同じ」を「同じ。」に改め、同条第2項中「いとまのない」を「いとまがない」に、「従はないで」を「従わないで」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第3項中「により」を「による」に、「従はないで」を「従わないで」に、「支給」を「の支給」に改める。

第6条を削る。

第7条の前の見出しを削り、同条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのもので次章で定める種目及び内容に基づき」を加え、「の旅費により」を「によつて」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「方法によつて」を「方法により」に改め、同条を第6条とし、同条の前に見出しとして「（旅費の計算）」を付し、同条の次に次の1条を加える。

第7条 在勤公署又は旅行地（以下この項において「在勤公署等」という。）以外の地を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、在勤公署等以外の地から目的地に至る旅費の額と在勤公署等から目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

2 既に旅行している者が、旅行地から在勤公署以外の地を到着地として旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から在勤公署以外の地に至る旅費の額と旅行地から在勤公署に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

第8条から第13条までを削る。

第14条第1項中「もの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を加え、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に、「その旅費」を「、その旅費又は旅費に相当する金額」に、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条を第8条とする。

第15条を削る。

第2章を次のように改める。

第2章 旅費の種目及び内容

（旅費の種目及び内容）

第9条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、旅行諸雑費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

2 特別の必要がある場合は、前項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給することができる。

（鉄道賃）

第10条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他これらに類するものをいう。次項及び第13条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第

1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第11条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他これに類するものをいう。次項及び第13条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは次に規定する運賃の額とする。

- (1) 運賃の等級を2階級又は3階級に区分する船舶による県内旅行の場合には、上級の運賃。ただし、当該上級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、その最下級の運賃とする。
- (2) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による県外旅行の場合には、中級の運賃。ただし、当該中級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、その最上級の運賃とする。
- (3) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による県外旅行の場合には、上級の運賃。ただし、当該上級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、その最上級の運賃とする。

(航空賃)

第12条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他これに類するものをいう。次項及び次条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前 2 号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

（その他の交通費）

第13条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号から第 4 号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第 3 条第 1 号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第 3 条第 1 号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前 2 号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第 1 項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前 3 号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第 3 号に規定する移動に直接要する費用のうち、旅行者が旅行命令権者の承認を受けて私有車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第 2 条第 2 項に規定する自動車又は同条第 3 項に規定する原動機付自転車）で知事が定めるものをいう。次項及び第18条第 1 項において同じ。）により旅行する場合の移動に直接要する費用は、次項により計算した路程に、1 キロメートルにつき25円を乗じて得た額とする。

3 前項の路程は、当該旅行につき私有車により旅行した全路程を通算して計算することとし、通算した路程に 1 キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（旅行諸雑費）

第14条 旅行諸雑費は、旅行に要する諸雑費とし、その額は、旅行中の日数に応じ、1 日当たり200円とする。ただし、在勤公署から半径 2 キロメートル未満の地域への旅行の場合には、支給しない。

2 旅行者が公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行中に規則で定める種類の経費を負担した場合は、前項の規定にかかわらず、規則で定める額を旅行諸雑費として支給する。

（宿泊費）

第15条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第 2 の 1 の表に規定する職務の級が10級以下の国家公務員の宿泊費基準額の例により算定した額（次条において「宿泊費基準額」という。）とす

る。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第16条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第10条から第13条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第17条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程別表第3の1の表に規定する国家公務員の宿泊手当の例により算定した額とする。

（転居費）

第18条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第20条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、次に掲げる方法により算定される額とする。

- (1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するとき（複数の運送業者に見積りをさせることができないやむを得ない事情があると知事が認めるときを含む。）に限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
- (2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
- (3) 旅行者が宅配便又は私有車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

2 前項の算定に当たっては、この条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の県費による支給が適当でない費用として知事が定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

4 同一市町村内（東京都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域内）における在勤公署の変更に伴う旅行については、職員のために県が設置した宿舍への入居又は退去を命ぜられて赴任する場合を除くほか、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。ただし、同一市町村内の本土と離島及び離島と離島の間における在勤公署の変更に伴う旅行については、この限りでない。

（着後滞在費）

第19条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5日分を限度として、赴任後自ら居住するための住宅（貸間及び県が設置した宿舎を含む。）に入居した日までの日数に係る旅行諸雑費並びに5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第20条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した第10条から第13条までの規定による交通費、旅行諸雑費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第30条第1項中「、公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他」を「県以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例又は旅費に関する他の条例の規定による旅費を支給した場合には」に、「こえて」を「超えた旅費又は通常必要としない」に、「こえる」を「超える」に、「について旅費の全部又は一部」を「又はその必要としない部分の旅費」に改め、同条第2項中「この条例」の次に「又は旅費に関する他の条例」を加え、同条を第26条とし、第3章中同条の前に次の5条を加える。

（退職者等の旅費）

第21条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行に係る次に掲げるものとする。

(1) 職員が出張のための旅行中に退職等となつた場合には、出張の例に準じ、退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任のための旅行中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

2 前項各号の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同項各号に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 知事は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

（遺族の旅費）

第22条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次に掲げるものとする。

(1) 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、前号に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

2 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）

3 遺族が前2項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第7号に掲げる順位により、同順位者がある場合には年長者を先にする。

（証人等の旅費）

第23条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、この条例で定める額の範囲内で、その都度知事が定めるものとする。

（外国旅行の旅費）

第24条 外国旅行の旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に基づく国家公務員の外国旅行の旅費を基準として知事が定める。

（旅費の支給額の上限）

第25条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第10条第1項各号、第11条第1項各号、第12条第1項各号及び第13条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（旅行諸雑費及び宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（旅行諸雑費及び宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第15条、第16条、第18条、第19条及び第20条第1項各号並びに第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第31条を第27条とし、同条の次に次の1条を加える。

（旅費の返納）

第28条 支出命令者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第32条を削り，第33条を第29条とする。

別表第 1 及び別表第 2 を削る。

（知事及び副知事の給与等に関する条例の一部改正）

第 2 条 知事及び副知事の給与等に関する条例（昭和22年鹿児島県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「宿泊料，食卓料及び移転料の額並びに」を「宿泊費及び」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

1 宿泊費

区 分	宿泊費（1 夜につき）
知 事	国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「旅費支給規程」という。）別表第 2 の 1 の表に規定する内閣総理大臣等の宿泊費基準額に相当する額
副知事	旅費支給規程別表第 2 の 1 の表に規定する指定職職員等の宿泊費基準額に相当する額

2 外国旅行に係る旅費

区 分	旅 費 額
知 事	国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和 6 年政令第306号。以下「旅費法施行令」という。）第 1 条第 2 項第 1 号に規定する内閣総理大臣等の旅費に相当する額
副知事	旅費法施行令第 1 条第 2 項第 2 号に規定する指定職職員等の旅費に相当する額

（鹿児島県学校職員の旅費に関する条例の一部改正）

第 3 条 鹿児島県学校職員の旅費に関する条例（昭和32年鹿児島県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 3 条第 7 項，第 4 条第 1 項，第15条，第30条第 2 項，第32条及び第33条」を「第 2 条第 1 号，第13条第 2 項，第18条第 1 項第 1 号及び第 2 項，第21条第 3 項，第23条，第24条，第26条第 2 項並びに第29条」に，「第26条第 2 号」を「第18条第 4 項及び第19条」に改める。

（鹿児島県警察職員の旅費に関する条例の一部改正）

第 4 条 鹿児島県警察職員の旅費に関する条例（平成16年鹿児島県条例第77号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 3 条第 7 項，第 4 条第 1 項，第15条，第30条第 2 項及び第32条」を「第 2 条第 1 号，第13条第 2 項，第18条第 1 項第 1 号及び第 2 項，第21条第 3 項，第23条，第24条並びに第26条第 2 項」に，「第33条」を「第29条」に改める。

第 3 条中「第20条第 1 項第 1 号」を「第14条第 1 項」に、「県内旅行の場合の旅行諸雑費」を「旅行諸雑費のうち県内旅行に係るものについて」に改める。

第 5 条を削り、第 6 条を第 5 条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 第 1 条の規定による改正後の鹿児島県職員等の旅費に関する条例（以下この項から附則第 6 項までにおいて「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この項、次項及び附則第 4 項において「施行日」という。）以後に新条例第 2 条第 1 号に規定する旅行命令権者が新条例第 4 条第 1 項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第 3 条第 5 項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正前の鹿児島県職員等の旅費に関する条例（以下この項及び附則第 5 項において「旧条例」という。）第 4 条第 1 項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第 3 条第 5 項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第 4 条第 1 項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第 2 条第 1 号に規定する旅行命令権者が新条例第 4 条第 3 項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 施行日以後に完了する赴任に伴う旅費については、前項の規定にかかわらず、新条例の規定を適用する。

4 新条例第 3 条第 2 項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職、停職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

5 新条例第 3 条第 6 項及び第 7 項の規定は、これらの項に規定する者が同条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第 3 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

6 新条例第28条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

（委任）

7 附則第 2 項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、任命権者又は公安委員会が定める。

.....

鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第41号

鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年鹿児島県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(51) 船員作業手当

第53条を次のように改める。

（船員作業手当）

第53条 船員作業手当は、職員が、航海中の船舶において行う業務で知事が人事委員会と協議して定めるものに従事したときに支給する。

2 船員作業手当の額は、業務に従事した日1日につき、1,580円以内とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第42号

鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年鹿児島県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第28条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第29条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第29条第2項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に、「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第29条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。

ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分

休業を承認することができる。

(1) 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第 2 項の条例で定める 1 年の期間）

第29条の 3 育児休業法第19条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月31日までとする。

（育児休業法第19条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第29条の 4 育児休業法第19条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第 3 項の条例で定める特別の事情）

第29条の 5 育児休業法第19条第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第 2 項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第 3 項の規定による変更（以下「第 3 項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第30条中「職員が」の次に「育児休業法第19条第 1 項に規定する」を加える。

第31条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第31条 育児休業法第19条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。

附 則

1 この条例は、令和 7 年10月 1 日から施行する。ただし、第29条第 3 項の改正規定（「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の 2 第20項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日から令和 8 年 3 月31日までの間における地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号）第19条第 1 項に規定する部分休業の承認を請求する場合におけるこの条例による改正後の鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例第29条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第 2 号中「10」とあるのは「5」とする。

.....

鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 4 日

鹿児島県条例第 43 号

鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

（鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第 1 条 鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年鹿児島県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項中「第 18 条の 2 第 1 項」を「第 18 条の 3 第 1 項」に改める。

第 18 条の 3 を第 18 条の 4 とする。

第 18 条の 2 第 1 項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第 18 条の 3 とし、第 18 条の次に次の 1 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第 18 条の 2 任命権者は、鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例第 32 条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例第 32 条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、任命権者が人事委員会と協議して定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の 3 歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第 1 項第 3 号又は前項第 3 号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（鹿児島県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第 2 条 鹿児島県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年鹿児島県条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「第18条の2第1項」を「第18条の3第1項」に改める。

第18条の3を第18条の4とする。

第18条の2第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第18条の3とし、第18条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした学校職員等に対する意向確認等）

第18条の2 任命権者は、鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例第32条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした学校職員（以下この項において「申出学校職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出学校職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出学校職員の意向を確認するための措置
- (3) 鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例第32条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出学校職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出学校職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する学校職員（以下この項において「対象学校職員」という。）に対して、任命権者が人事委員会と協議して定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象学校職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象学校職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象学校職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象学校職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象学校職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（鹿児島県地方警察職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第3条 鹿児島県地方警察職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年鹿児島県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第17条の2第1項」を「第17条の3第1項」に改める。

第17条の3を第17条の4とする。

第17条の2第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第17条の3とし、第17条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第17条の2 警察本部長は、鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例第32条の措置を講ず

るに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
 - (3) 鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例第32条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 警察本部長は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、警察本部長が人事委員会と協議して定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 警察本部長は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項から附則第4項までの規定は、公布の日から施行する。
（鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第1条の規定による改正後の鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例第18条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じたものとみなす。
（鹿児島県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 任命権者は、施行日前においても、第2条の規定による改正後の鹿児島県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第18条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じたものとみなす。
（鹿児島県地方警察職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 警察本部長は、施行日前においても、第3条の規定による改正後の鹿児島県地方警察職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じたものとみなす。

.....

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第44号

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県事務処理の特例に関する条例（平成12年鹿児島県条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表環境林務部の表4の項中「各市町村（海岸が所在する市町村に限る。）」を「鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、姶良市、三島村、十島村、長島町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町及び与論町」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年8月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際改正前の鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの条例又は規則の規定により南種子町長がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に当該条例又は規則の規定により南種子町長に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における当該条例又は規則の適用については、知事のした処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

.....

鹿児島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第45号

鹿児島県税条例の一部を改正する条例

鹿児島県税条例（昭和38年鹿児島県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第21条中「扶養控除額」の次に「、特定親族特別控除額」を加える。

第23条の2第1項第3号中「及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに」を「から第4号までに掲げる寄附金及び」に改め、同号

イを次のように改める。

イ 公益信託に関する法律（令和 6 年法律第30号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する公益信託（同法第 6 条又は附則第 4 条第 1 項の規定により知事の認可を受けたものに限る。）の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第28条の 3 中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加える。

第35条第 1 項第 1 号中「第145条の 5」を「第145条の13」に改める。

第46条の 2 第 1 項中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改める。

第62条第 4 項及び第 5 項中「附則第12条の 2」を「附則第12条の 2 の 2」に改める。

第101条第 1 項第 4 号アに次のように加える。

（㊦）電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの 年額 20,000円

第101条第 3 項中「及び」の次に「第 4 号ア並びに」を加える。

附則第 8 条から第13条までを次のように改める。

（加熱式たばこに係る県たばこ税の課税標準の特例）

第 8 条 令和 8 年 4 月 1 日以後に第57条第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（法第74条の 3 の 2 の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第59条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこの本数によるものとする。

（1）葉たばこ（たばこ事業法第 2 条第 2 号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを地方税法施行規則附則第 4 条の 2 に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の同規則附則第 4 条の 3 に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第 3 項までにおいて同じ。）の 0.35 グラムをもつて紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの 1 本当たりの重量が 0.35 グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの 1 本をもつて紙巻たばこの 1 本に換算する方法

（2）前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の 0.2 グラムをもつて紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量が 4 グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個をもつて紙巻たばこの 20 本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第 1 号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第 2 号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ（法第74条の 3 の 2 の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第 1 項第 1 号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ（法第74条の 3 の 2 の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

第 9 条から第13条まで 削除

附則第17条の 2 第 1 項中「第 1 号」を削り、同項第 2 号に次のように加える。

サ 電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの 年額23,600円

附則第18条第 1 項中「第11条の 7 第 4 項」を「第11条の 6 第 4 項」に、「第11条の 7 第 1 項」を「第11条の 6 第 1 項」に改め、同条第 2 項中「第11条の 7 第 5 項」を「第11条の 6 第 5 項」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第101条の改正規定及び附則第17条の 2 の改正規定 公布の日

(2) 第21条及び第28条の 3 の改正規定並びに附則第18条の改正規定並びに次条第 1 項及び第 3 項の規定 令和 8 年 1 月 1 日

(3) 第35条及び第62条の改正規定並びに附則第 8 条から第13条までの改正規定並びに附則第 4 条の規定 令和 8 年 4 月 1 日

(4) 第46条の 2 の改正規定並びに附則第 3 条及び第 5 条の規定 公益信託に関する法律（令和 6 年法律第30号）の施行の日

(5) 第23条の 2 の改正規定及び次条第 2 項の規定 前号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日

（県民税に関する経過措置）

第 2 条 改正後の鹿児島県税条例（以下「新条例」という。）第21条の規定は、令和 8 年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和 7 年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 改正前の鹿児島県税条例（以下「旧条例」という。）第23条の 2 第 1 項第 3 号イに規定する公益信託の信託財産とするために支出する金銭については、同号の規定は、なおその効力を有する。

3 新条例第28条の 3 第 1 項の規定は、前条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（同法第

203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第28条の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第28条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（地方消費税に関する経過措置）

第3条 新条例第46条の2第1項の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に効力が生ずる地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第1条第10号に掲げる規定による改正後の地方税法第72条の80第1項ただし書に規定する公益信託（公益信託に関する法律附則第4条第1項に規定する移行認可（以下この項において「移行認可」という。）を受けた信託を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた公益信託に関する法律による改正前の公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第1条に規定する公益信託（移行認可を受けたものを除く。）については、なお従前の例による。

（県たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第8条第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る県たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、鹿児島県税条例第57条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第59条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第8条の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 鹿児島県税条例第59条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第8条第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第8条の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

（鹿児島県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 鹿児島県税条例の一部を改正する条例（平成19年鹿児島県条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「を除く」を「及び公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）附則第4条第1項に規定する移行認可を受けたものを除く」に改める。

.....

半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月4日

鹿児島県条例第 46 号

半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例
（半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正）

第 1 条 半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例（昭和 61 年鹿児島県条例第 67 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項及び第 2 項中「又は収入金額」を削る。

（離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正）

第 2 条 離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例（平成 5 年鹿児島県条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表事業税の項中「の規定の適用を受ける設備」を「に規定する特別償却設備」に、「当該設備」を「当該特別償却設備」に改め、「又は収入金額」を削り、同表不動産取得税の項及び固定資産税の項中「設備」を「特別償却設備」に改める。

（原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正）

第 3 条 原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例（平成 14 年鹿児島県条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「製造の事業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業の用に供する設備を構成する減価償却資産のうちに同条第 2 項に規定する対象設備を含むもの」を「対象設備」に、「当該設備」を「当該対象設備」に、「所得金額」を「所得」に改め、同条第 2 項中「設備」を「対象設備」に改め、同条第 3 項中「あつては」を「あつては」に改める。

第 3 条第 1 項中「新設し、又は増設した省令第 1 条第 2 項に規定する」を削る。

第 4 条第 1 項中「新設し、又は増設した省令第 1 条第 2 項に規定する」を削り、「償却資産（」の次に「省令第 1 条第 2 項に規定する特定償却資産に該当するものに限り、かつ、」を加える。

（地域経済牽引事業の促進に係る区域における県税の特別措置に関する条例の一部改正）

第 4 条 地域経済牽引事業の促進に係る区域における県税の特別措置に関する条例（平成 20 年鹿児島県条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「令和 7 年 3 月 31 日」を「省令第 3 条第 1 号に定める日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第 4 条の規定による改正後の地域経済牽引事業の促進に係る区域における県税の特別措置に関する条例の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

.....

鹿児島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 47 号

鹿児島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和28年鹿児島県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 船員作業手当

第9条第2項第1号中「第12条」を「第13条」に改める。

第13条を第14条とする。

第12条ただし書中「乗船実習指導手当」の次に「及び船員作業手当」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同条を第13条とする。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（船員作業手当）

第11条 船員作業手当は、水産に関する学科を置く高等学校の教育職員又は実習船に乗船することを本務とする学校職員が、航海中の実習船において行う業務で教育委員会が人事委員会と協議して定めるものに従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、1,630円以内とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月4日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第48号

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例（昭和35年鹿児島県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(32) 船員作業手当

第31条の5の次に次の1条を加える。

（船員作業手当）

第31条の6 船員作業手当は、職員が航海中の警察用船舶において行う業務で公安委員会が人事委員会と協議して定めるものに従事したときに支給する。

2 船員作業手当の額は、業務に従事した日1日につき、860円以内とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。